

# 株券電子化のお知らせ

平成 20 年 11 月 27 日

株主および登録株式質権者各位

東京都品川区東五反田一丁目11 番15 号  
オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社

2009 年(平成 21 年)1 月に、上場企業の“株券電子化”が予定されております。“株券電子化”後は、「株券での管理や取扱い」が一切なくなります。従来、株券で管理されていた株主様の権利は、以降、電子的に管理されることとなるため、お手持ちの株券(100 株未満の単元未満株券を含みます。)を証券会社等の金融機関にお預けいただき、「株式会社証券保管振替機構」(以下「ほふり」という。)に預託されることが電子化対応の必須条件となります。

相続株券等、株券の裏面に記載の名義が、(株券をお持ちの)ご本人様以外のまま“株券電子化”を迎えますと、「配当金のお受取り」といった株主の権利を失う可能性があります。

また、ご本人様の名義でない株券は、電子化実施時に当社の株主名簿管理人である「株式会社だいこう証券ビジネス」(以下「だいこう証券」という。)が管理する株主名簿の名義が、直近の名義の方(いわゆる名義株主)になっていますので、その方の「特別口座」が開設されてしまいます。この場合、名義株主が株式を勝手に売却するなど、株主としての権利を失ってしまうおそれがあるほか、株主ご本人様が権利を回復するために大変煩雑な手続きが必要になりますので、早急に「だいこう証券」にて、名義書換のお手続きをお済ませ下さい。

なお、株券がご本人様名義であれば、株券のまま保有されましても当社が開設する特別口座に記録され、「配当金のお受取り」などの「売買を除く株主様としての権利」はなくなりませんが、そのままでは売却等ができませんので、お早めに証券会社等の金融機関にお預けいただき、「ほふり」に預託されることをお勧めいたします。

“株券電子化”の詳細につきましては、[「証券決済制度改革推進センターホームページ」](#)をご覧ください。

株券電子化直前は、証券会社・株主名簿管理人等の窓口が混雑することが予想されますので、お早めにお手続下さい。

既に株券をほふりに預託されている株主様においては、特段のお手続きの必要はございません。

## 【株券電子化等に関するお手続きについてのお問合せ先】

当社は、株式に関する諸手続きを「だいこう証券」に委託しています。株券の名義確認、名義書換、相続手続きなど、各種手続きについての詳細は、「だいこう証券」へお問合せ下さい。

「株式会社だいこう証券ビジネス 証券代行事務センター」

電話：0120-255-100

WEBサイト：<http://www.daiko-sb.co.jp/>

# 単元未満（100株未満）株式のお取扱について

単元未満株式につきましては当社定款及び株式取扱規定の定めにより買取請求をすることができます。また、各種お手続きをしていただくことにより、継続して保有していただくこともできます。各種お手続きに関しましては以下の通りでございます。

## 単元未満株式各種お手続き

### （１）お手元に単元未満の株券を保有されている方

証券会社取引口座をお持ちの方

その証券会社の取引口座に、お手持ちの株券をお預けいただき、「ほふり」にご同意下さい。

証券会社取引口座をお持ちでない方

最寄の証券会社に口座を開設していただいた上で、その口座にお手持ちの株券をお預けいただき、「ほふり」にご同意下さい。（お手続きの詳細は、各証券会社にお問合せ下さい。）

買取請求を行いたい方

当社株主名簿管理人であります「だいこう証券」宛に買取請求をして下さい。（買取請求欄をご参照下さい）

### （２）「ほふり」に単元未満株式のみがある方

継続して保有される場合

特段、お手続きの必要はありません。

ご売却をご希望の場合

機構をご利用の株主様がご売却を行う場合、証券会社を通じてお手続きを行って頂くこととなります。ご売却をご希望される場合、事前に、お電話等によりご利用されております証券会社にお問合わせ下さい。

尚、ご売却価格のご指定はできません。（ご注文日の終値でのご売却となります。）

### （３）登録単元未満株式について

登録単元未満株式については、証券会社を通じて「ほふり」に預けることはできません。電子化実施日以後、発行会社が開設する「特別口座」に記録して管理されることとなります。お手数ですが、当社株主名簿管理人であります「だいこう証券」に買取請求をして下さい。（買取請求欄をご参照下さい）

尚、買増請求はできませんのでご了承下さい。

## 買取請求

「株式会社だいこう証券ビジネス」宛に単元未満株式の買取請求を行って下さい。

### お手続きに必要な書類等

「単元未満株式買取請求書」

「単元未満株式」買取請求お手続き及びご留意事項はこちらをご覧ください。

[単元未満株式または端株の買取請求書](#)